



防衛研究所

The National Institute for Defense Studies

日本の南進と南洋興発—中国の太平洋進出への示唆—

庄司 潤一郎 研究幹事

第 113 号 2020 年 3 月 24 日

NIDS コメンタリー

はじめに

—南洋興発という「亡霊」の復活—

現在、豪州の専門家の中で、「ナンヨーコーハツ」（南洋興発＝南洋興発株式会社）が関心を呼んでいるという。中国の南太平洋諸国への進出が「75 年前の日本の亡霊」として認識されるなかで、日本の南進の担い手となっていた南洋興発が注目を浴びているのである¹。

最近でも、ソロモンの中央州政府が、中国の複合企業「中国森田」にツラギ島を 75 年間貸与する契約を結んだことが問題化し、米豪などの強い反発で「無効」とされた。ツラギ島は天然の良港があり、大東亜戦争中日本海軍の根拠地が置かれていた。

その他、パプアニューギニアの北東部マヌス島の中国の支援による港湾拡張計画・幹線道路の建設やバヌアツにおける中国企業による埠頭や空港の建設などの動きが、中国による海軍基地建設として報じられている。確かに、中国の南太平洋島嶼国への投資額（2011～17 年）は、契約ベースで 57 億ドルに達し、豪州の 59 億ドルに迫る勢いである²。

こうした動きに、豪州では、戦前の日本のように、空港や港湾などが将来中国の軍事拠点として利用されるのではないかと懸念が高まっているのである。

そこで本稿では、「亡霊」とされる日本海軍と南洋興発の南太平洋における動きを概観し、現在の中国の同地域への進出を考え得る際の歴史的示唆について述べたい。

第一次世界大戦の勃発とともに、日本はドイツに対して宣戦を布告、日本海軍の南遣支隊は、1914（大正 3）年 10 月中旬までに、ドイツ領の南洋群島を占領、守備隊（司令部：トラック）が置かれ、軍政が敷かれた。南洋群島は、マリアナ諸島（サイパン、テナアンなど）、カロリン諸島（パラオ、ポナペ、トラックなど）、マーシャル諸島（クエゼリン、ルオットなど）の島嶼によって構成されている。

1920 年 12 月、国際連盟は、南洋群島に対する日本の委任統治を正式に決定、それにともない、22 年 4 月、日本は軍隊を撤退させ、新たに南洋庁をパラオに設置、民政に移管された。民政移管後は、南洋群島は、横須賀鎮守府管轄の南洋海軍区となり第 3 艦隊が担当することになり、南洋在勤武官が置かれたが、1938（昭和 13）年までは横須賀鎮守府参謀が兼務していた。

海軍にとって、南洋群島の領有は大きな意義を有していた。第一次世界大戦前後に定着した海軍の対米戦略は、先ずフィリピン周辺の米軍勢力を駆逐し、ついで米本国から来襲する米国艦隊と西太平洋において艦隊決戦を挑んで邀撃するというものであった。1923 年の「帝国国防方針」の改定に基づく用兵綱領では、西太平洋における対米邀撃戦における決戦線を小笠原諸島、前哨線が南洋群島と定められた。その際、最適な港を有する南洋群島は、米艦隊を邀撃する航空機及び潜水艦の基地として、島嶼そのものが重要不可欠であると見做されたのであった。

一方、南洋群島は、国際連盟規約第 22 条（1919 年 6 月）、及びそれを受けて 1920 年 12 月に調印さ

1 南洋群島の戦略的価値

れた「南洋群島ニ対スル帝国ノ委任統治条項」により、軍事基地化、具体的には陸海軍根拠地と築城の建設及び軍事教育が禁止された。

加えて、1922 年 1 月に調印されたワシントン海軍軍縮条約においても、第 19 条で、太平洋における島嶼の「現状維持」、すなわち新たな要塞、海軍根拠地の建設の禁止が定められていた。当時は日本海軍としても、主力艦の制限に関する同条約受諾の前提として、太平洋における米軍根拠地を現状維持とすることが不可欠であった。

こうした軍事基地化の禁止により、当初の南洋群島への関与は、平和的進出、すなわち移民や経済開発などが主であり、政治的・軍事的な具体的な政策はなされなかった。

しかし、満州事変にともなう国際関係の緊張と同時に、さらに 1930 年 4 月に調印されたロンドン海軍軍縮条約は、巡洋艦・潜水艦の補助艦艇の保有を制限したが、これによって西太平洋における対米作戦計画に大きな支障が生ずることになり、その劣勢を補うために、航空機の発達により島の戦略的価値が高まっていたことから、南洋群島に航空基地を設営することが最良の解決策とされたのである。

のちに「新軍備計画論」（1941 年 1 月）を及川古志郎海相に提出した航空本部長の井上成美海軍中将は、「陸上航空基地は絶対沈まない航空母艦である」との観点から、対米戦において、「太平洋に散在する島々は天与の宝」と指摘していた³。すなわち、南洋群島は、日米両国にとって作戦上重要で、かつ対米作戦の場合、日本海軍の最も利用価値の高い地域となったのである。

当時、南洋群島の島嶼は、航空機発達の結果、航空基地として戦略的価値が高まり、以下のように指摘されていた⁴。

「茲に絶海の孤島あり平時より大航空基地を設備したりとせよ、然して此の附近海面に海戦起るか又は敵艦隊附近通過すると仮定せば、此の島は有力なる航空母艦としての役目を果たし得ることになる。・・・今や島は浮沈の浮城である。島は艦隊の一部である」

こうして、南洋群島における航空基地の整備は、「対米戦争準備として日本海軍が第一になさねばならぬことになったのであった⁵。

そのため、軍事基地化が禁止されている状況のなか、戦時に軍事基地を設営するために平時から準備を講じる必要性が認識され、そこで注目されたのが南洋興発であった。南洋興発が中心となって、南洋群島において戦時の軍事基地利用を目途に、平時から準備に着手することになったのである⁶。南洋興発は、1921 年 11 月、南洋群島の開発を目的として、東洋拓殖の出資により設立された株式会社で、松江春次が社長として経営を担っていた。1923 年、サイパンに製糖工場が完成、経営は軌道に乗り、その後テニアンやロタにも製糖工場を完成させ、マリアナ諸島における製糖業を確立した。その後、南洋群島全域で、酒精、燐鉱開発、水産など事業を着手していった。

2 南洋興発による軍事施設の設営

1930 年以降、横須賀鎮守府は、サイパン、パガン、トラックなどにおいて、軍事的観点から、南洋興発と協力して頻繁に基地調査を行った。例えば、1930 年海軍は、松江社長に依頼、同社の大波信夫農務技師が測量を実施した。この調査結果は、その後の同地域における飛行場などの整備計画の基礎となった。特に、「戦時急速整備の困難なものは、条約に違背しない範囲で平時から他の使用目的のものを建設して置き、戦時に迅速に整備できるようにしたのである⁷。

すなわち、平時においては、軍備制限下各国の監視をカモフラージュするため、南洋庁が民需を名目として、南洋興発に請け負わせ、さらに同社は請負師に下請けさせるという形で、軍事転用可能な施設の建設を担わせたのであった。具体的な業務は、道路、港湾、農漁業用干場、灯台や商業用飛行場の建設であった。農漁業用干場、すなわち漁網などの干場とは、戦時に飛行場に軍事転用可能な設備の建設の名目であった。

既に 1928 年からパラオとトラック（夏島）では、

水上航空機不時着場、また多くの島々で無線電信所の建設が計画されていたが、1930 年には、パガンとサイパンにおいて、農漁場用干場が計画され、33 年建設、1934 から 35 年にかけてサイパンで水上機基地拡張工事、1937 年から両島において陸上機基地が建設された。

1933 年 6 月から 8 月にかけて、南洋群島を中心に海軍特別大演習が実施された際、サイパンとパガンに急設された陸上不時着場が利用され、サイパン（当時「南洋庁第一農場」と呼ばれた）には 8 機の海軍機が離着陸したのである⁸。

トラック（竹島）では、1932 年農漁場用干場が計画され、1934 年から建設、1937 から 41 年にかけて陸上機基地への拡張工事が行われた。パラオ、ヤップでは、1934 年から 35 年にかけて、水上機不時着場が建設されたのである。

また、1934 年度から南洋庁は、水上機の航空施設の整備に着手し、1935 年にはパラオ、ヤップ、サイパンの水上基地を完成、サイパンーパラオ間の航空便を開設した。1936 年 3 月には、館山及び佐世保ーサイパン間の飛行に成功、1940 年 3 月には民間（日本航空会社）の航路が開設されたのであった。

一方、このような日本の動きに対して、外国は疑いの目を向けていた。国際連盟では常設委任統治委員会において、日本は委任統治条項に違反して南洋群島を軍事基地化しているのではないかという問題が度々取り上げられたが、日本政府は否定していたのである⁹。

日本の国際連盟脱退により、委任統治をめぐって、南洋群島の帰属及びそれに付随する軍備制限禁止などの規約が問題となったが、曖昧にされたままであった。日本への帰属と軍備制限の無効が明確になったのは、第二次世界大戦の勃発をへて、日独伊三国同盟の締結によりドイツから日本に譲渡された時点である¹⁰。ただ、少なくとも、ワシントン海軍軍縮条約の「現状維持」という軍備制限の適用は受けていた。

1934 年 12 月、日本はワシントン海軍軍縮条約の破棄を通告、2 年後の 36 年末をもって「軍備無条

約時代」を迎えることになった。それにともない、南洋群島の軍備に関する制限も解除され、本格的に軍備に着手することになった。

3 本格的な軍事基地化ー1937 年ー

1937 年日中戦争が勃発、さらに 39 年には第二次世界大戦を迎えることになる。こうした状況のなか、1937 年からは、航空機の性能向上に一定の見通しがついたことから、飛行場など航空基地建設を中心とする南洋群島の調査が実施され、この報告に基づき適当な陸上航空基地が選定されていった。さらに、「海の生命線」として、サイパン、パラオ、トラックなどにおいて、本格的な軍事施設の工事が拡大していき、海軍省は、南洋庁に代わって横須賀建築部に直接施行させるようになり、南洋興発が実施することになった。当初は、既設の陸上機不時着場を拡充・拡張し、ついで新規の水上航空基地の建設に着手していった。南洋興発も、軍の要請に対応する必要から、会社の機構改正を行い、「特設工事部」が新設されたのである¹¹。

1939 年 11 月、南洋群島を防衛するために第 4 艦隊が新編され、翌 40 年 11 月には聯合艦隊に編入され、海軍陸戦隊から構成される根拠地隊が置かれ、初めて軍隊が駐留した。1940 年 12 月、第 4 艦隊の下に、南洋群島の施設建設を担当する第 4 海軍建築部がトラックに設置され、軍事基地の設営を担当することになった。

1939 年からは、南洋群島は工事の全盛期を迎え、労務者は 1 万人を超え、軍関係者の悩みは、軍事機密の保持であったと言われる。

工事もほぼ完成に近づくと、長谷川清、野村吉三郎（のちの駐米大使）、大角岑生、米内光政（のちの首相）、古賀峯一（のちの聯合艦隊司令長官）といった海軍の将官が、南洋興発の松江社長が同行して、頻りに視察のためにサイパン島を訪問していた¹²。

その結果、航空基地は、開戦時には、南洋群島全体で陸上基地 9 か所、水上基地 9 か所の計 18 か所（サイパン、パガン、パラオ、トラック（竹島・夏

島)、クエゼリンなど)がほぼ整備されていた(付帯工事は継続中のものを含む)。未完成は、トラック(春島)、ミレなどであった。海軍の判断によれば、「(開戦時、)航空基地は兵力展開に支障のない程度に整備完了」していたのであった¹³。

一方、施設建設は、航空機用施設、燃料貯蔵施設、港湾施設(水上艦艇・潜水艦)が優先されたため、防衛陣地(沿岸砲台、対空砲陣地、レーダー整備、探照灯など)は、開戦後も未完成で、不十分であった。

1941年12月8日の大東亜戦争の勃発にともない、中部太平洋においても、南洋群島を作戦根拠地として、日本軍による進攻作戦が展開された。米国の太平洋における戦略上の要衝であったグアム、英国領ギルバート諸島のタラワ島、マキン島、米国領ウェーキ島、さらに、1942年1月にはオーストラリア委任統治領の要衝ラバウルを攻略したのであった。

さらに、南方攻略作戦においても、南洋群島は発進基地として重要な役割を果たした。例えば、パラオは、ミンダナオ島のダバオやルソン島南端のレガスピーの占領などフィリピン攻略作戦においても、重要な発進基地となった。

このように、南洋群島は、トラックをはじめとして、発進基地として、緒戦の勝利に大きな役割を果たした。日本軍の作戦が成功裡に終わった背景には、1930年代から開戦前にかけて、南洋興発が行っていた基地調査及び軍事転用可能な施設の建設があったことは言うまでもない。

4 海軍の南進と南洋興発のティモール進出

次に、南洋興発と日本海軍の密接な関係について、ティモールに焦点を当てて述べたい¹⁴。1936(昭和11)年8月に決定された「国策の基準」では、海軍の主張が受け入れられ、国策として南進政策が初めて採り入れられた。その前年の1935年7月、海軍では対南方方策研究委員会を発足させ、創設以来初めて南進の検討に着手していたが、同委員会において、ポルトガル領ティモールに関して議論すること

も決定した。このように海軍がポルトガル領のティモールに強い関心を寄せた理由は、軍事・経済の両面があった。軍事的には、日本の南進の最大の目標であった蘭領東インドの東部の中心部分に位置するだけでなく、東南アジアにおける英領植民地と自治領オーストラリアを分断する軍事戦略上の効果を有していた。経済的には、豊富な蘭領東インドとは比較できないが、ティモールの島及び周辺海域に埋蔵していると見られた石油資源への関心である。

さらに、日本の委任統治であった南洋群島を除く南太平洋島嶼地域や東南アジアは、既に英仏蘭などヨーロッパ列強の植民地で占められており、ティモールを領有するポルトガルが宗主国の中で相対的に弱小かつ中立国であったため、日本が政治的な圧力をかけることにより進出しやすいといった背景もあった¹⁵。

翌1936年7月に作成された「葡領『チモール』ニ対スル進出方針ニ関スル件覚」では、1)具体的進出は南洋興発を通して行い、「『チモール』ニ足場ヲ固メシム」、2)現地における事業は、「(チモール)官民ヲシテ『漸次親日的傾向』ニ導キ先ヅ我地歩ヲ占メタル後ニ第二段ノ策ヲ講ズ」、3)(略)、4)「進出ハ不言実行ヲ旨トシ買収等ニ関スル我方ノ意向ハ此ノ際絶対ニ秘匿シ極力南洋興発株式会社ヲ内面的ニ支援シ我方実勢力ノ速ヤカナル扶植ヲ図ル」との方針が示されていた¹⁶。すなわち、南洋群島と同様に、南洋興発に対する「内面的支援」を通して、買収等の意向は秘匿しつつ、官民を親日的に誘導することによって勢力を扶植するという方式が採用されたのであった。

実は、この2か月前の5月、松江社長は嶋田繁太郎軍令部次長を訪問し、南洋興発の計画を説明した際、「『チモール』ニ於ル諸事業ハ是非南洋興発ニテ行ヒタシ(同地は)日本人の事業ヲ歓迎ス」と述べている¹⁷。

このように、海軍の南洋興発への期待は大きく、この時期、嶋田軍令部次長、山本五十六海軍次官、永野修身聯合艦隊司令長官など海軍関係者は、頻繁

に南洋興発の松江春次らと会合を重ねていた。

例えば、1937 年春、東京柳橋の柳光亭に、嶋田、山本、永野をはじめ、米内光政、末次信正、豊田副武など 43 名の海軍の有力者が集まり、松江の話に多大な感銘を受けたと言われている¹⁸。

こうした流れを受けて、南洋興発は、1937 年 9 月にはポルトガル領ティモールにおいて、祖国勤労農事会社 S・A・P・T (Sociedade Agricola Patria e Trabalho, Ltda.) と、合弁企業の設立に合意した (南洋興発は既に、1931 年 12 月に、蘭領ニューギニアに 100% 出資によりオランダ法人の南洋興発合名会社を設立するなど、南洋群島以外の地域にも事業を拡大していた)。その後、S・A・P・T による南洋興発に対する土地の移譲が問題化するなど紆余曲折が続き、関係国の反対もあり、最終的に正式に発足したのは 1939 年 10 月であった。

ちなみに、合弁企業設立のために、1936 年初頭南洋興発はティモールに対する調査を数回にわたって実施している。1936 年 2 月から 3 月は、南洋文化協会との合同で拓務省の斡旋により行われたが、作成された「葡領『チモール』植民地調査報告書」は、「我国の燃料問題及び東亜の政局に鑑み葡領『チモール』植民地は将来我が国と重大なる関係を有する事を考慮」して調査を実施したと、その目的を記していた。そして、結論では、ティモールは、漁業、鉱物、林産資源に富んでいるだけでなく、「(ティモールの) 地理的關係は我が南洋発展の前進根拠地として重大なる価値」を有しており、「我が民族の経済的發展の基礎を建設することは東亜の将来を想見する場合特に国策上重大なる意義を有する」と指摘していた¹⁹。

南洋興発のティモールにおける有力企業買収の動きに対して、ジョージ・ピアース (Sir George Pearce) 豪州外相は、「本件はオーストラリアにとって直接的な関心事であります。かつ日本人がディリに大きな企業を設立したり、同地域へのさらなる浸透の作戦基地として利用することに、われわれは平静であることはできません」と述べていた²⁰。

ちなみに、ディリはティモールの首都で、大東亜

戦争開戦 2 か月前の 1941 年 10 月、日本は総領事館を設置すると同時に、南洋群島のパラオとディリを結ぶ国策航空路線の開設を認めた「日本・ポルトガル航空協定」を調印した。その結果、横浜とパラオ間の航空路が 1940 年 3 月に開設されていたため、横浜とディリ間が、航空路により最短距離で結ばれることになった。

一方、英国紙『デーリー・テレグラフ』は、社説において、航空路開設の目的が通商にあるのではなく、「日本は此の地を唯一の前進基地として陰謀其他あらゆるスパイ行為を恣にするであろう。英帝国としては此の航空路の開設により恰もチモールが第二の仏印と化するが如き暗示を受けるものであり、斯かる状態は到底看過し難い」と指摘していた²¹。

このように、ティモールをめぐる日本の動きに対して、英国、オランダ、及び豪州などの関係国は、日本が南太平洋への軍事進出を企図しているのではないかと強い警戒感と反発を示したため、中立国であるポルトガルは、日本と関係国との間で揺れ動いたが、最終的に日本に譲歩することになったのであった。

蘭印政庁の報告書は、南洋興発の創設は、「南洋諸島の平和的征服」を目的としたもので、海軍と一体化した「最もミリタントな植民会社」であると見做し、「日本の蘭印征服の前衛以外の何物でもない」と指摘していたのである²²。

開戦後、日本は、ポルトガルが英蘭側に組みすることを懸念して、ティモールへの進攻は慎重であった。しかし、1942 年 1 月上旬蘭印軍と豪州軍の約 1000 名がティモールに進駐したとの情報を得たため、大本営は 2 月 7 日、ティモール攻略を認可、ティモール島攻略作戦が実施され、日本軍は 2 月には同島を占領するにいたる²³。

おわりにー現在への示唆ー

さて、なぜ現在オーストラリアにおいて、大東亜戦争前後の日本が「亡霊」として注目されているのであろうか。そこには彼らが、現在の中国の南太平

洋進出との類似点を見出しているからであると思われる。第一に、同地域が、地政学的に戦略上重要であるのみならず、資源的にも大きな価値を有している点である。ティモールは、戦略上の意味に加えて、「持たざる国」の日本にとって石油資源も魅力の一つであった。一方、現在の中国にとって、東ティモールは、領有権を主張している南シナ海同様、戦略的に重要であると同時に、石油と天然ガスの安定的な確保の観点から、海底油田、海底ガス田など資源供給上も大きな価値がある（トンガ、パプアニューギニア、クック諸島も同様）²⁴。現在東ティモールでは、中国企業の進出の急増など中国の存在感が高まりつつあるが、その背景には、台湾に対する外交上の思惑とともに、戦略・資源上の要請があると指摘されている。

第二に、平時においては平和的手段で浸透し、戦時になれば一転軍事に転用していく手法である。日本海軍は、軍備制限があったため、直接前面に出るのではなく、南洋興発を活用することにより、間接的なアプローチを採用したのである。最近のツラギ島の中国への貸与に関連して、オーストラリアの専門家から、「経済特区は中国が戦略的な施設を置く隠れみよになる恐れがある」と、太平洋島嶼国に中国の軍事基地が建設されることへの懸念が表明されていた²⁵。

軍事転用可能な民間施設の建設は、戦時のみならず、軍事衝突にまでいたらない緊張状態においても、大きな効果を発揮することができ、中国は、南太平洋のみならず、「一带一路」の地域においても、インフラ支援などの巨大開発と「債務の罠」によって、優位な地位を閉めつつあると指摘されている²⁶。

第三に、開戦前の列強がひしめく南太平洋地域において、中立国ポルトガル領ティモールという、相対的に脆弱な地域が、進出の目標とされた点である。まさに、現在中国と米国・豪州の狭間で苦悩する、発展途上の太平洋島嶼国の姿に通ずるものがあるのではないだろうか。

このように、現在の中国と戦前の日本との間にくつつか類似点が指摘できるが、一方相違点も無視す

べきではない。その一つは、海軍力をはじめとする軍事力ではなく、まさに世界第 2 位の経済大国となった中国の圧倒的な経済力である。豪州国立大学のヒュー・ホワイト (Hugh White) 教授は、中国の国力を踏まえたうえで、援助などで中国の影響力を南太平洋から排除するのは困難であり、「戦時に中国軍の基地を無力化する軍事力を構築する方がコストが低い」と、中国の軍事基地建設に備えるべきであると主張していたのである²⁷。

他方、森本忠夫は、南洋群島が「不沈空母」ではなく「玉砕の島」に終わった日本の敗因について、軍備制限による基地構築までの時間的制約、南洋群島の脆弱性に加えて、日本の国力、すなわち設営、兵站などの能力不足をあげ、「南洋群島に真の意味での『絶対に沈まない航空母艦』をつくるとすれば、それには一つの仮説が必要であった。つまり、日本の国力がアメリカの国力を質的にも上回っているという仮説が。」と指摘していた²⁸。

中国の経済力は、戦前とは比較にならない戦後日本をも凌駕し、アメリカに迫りつつある。日本は、大東亜戦争において敗北したが、南太平洋における中国をめぐる状況は、今後どのように展開するのだろうか。

<参考文献>

- ・ 防衛庁防衛研修所戦史室『中部太平洋方面海軍作戦<1>』朝雲新聞社、1970年
- ・ 波多野澄雄「日本海軍と南進政策の展開」杉山伸也、イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦—日本の南進とアジア・欧米—』同文館、1990年
- ・ 佐伯康子「海軍の南進と南洋興発（一九二〇年～一九三六年）—南洋群島委任統治から「国策の基準」迄—」『法學研究：法律・政治・社会』第65巻第2号（1992年2月）
- ・ 等松春夫『日本帝国と委任統治—南洋群島をめぐる国際政治 1914-1947』名古屋大学出版会、2011年
- ・ 後藤乾一『<東>ティモール国際関係史』みすず書房、1999年

- 1 牧野愛博「『75年前の日本の亡霊』が中国の顔をしてオーストラリアに現れる」(Forbes JAPAN、2020年2月26日)
<https://forbesjapan.com/articles/detail/32562>。
- 2 『読売新聞』2019年8月5日。
- 3 井上成美伝記刊行会編『井上成美』井上成美伝記刊行会、1982年、290-291頁。
- 4 濱田吉次郎「南方基地としての南洋群島論」『太平洋』第4巻第5号(1941年5月)2-3頁。
- 5 横山一郎『海へ帰るー海軍少将横山一郎回顧録』、原書房、1980年、47頁。
- 6 開戦にいたるまでの南洋群島における軍事基地建設については、防衛庁防衛研修所戦史室『中部太平洋方面海軍作戦 <1>』朝雲新聞社、1970年、52-67頁を参照。
- 7 同上、57頁。
- 8 中川務「昭和八年海軍特別大演習」『海軍文庫月報』第11・12号(1982年8月)3-8頁。駒沢幸男「南洋生活十五年間の思い出(4) [サイパン島編(後)]」『太平洋学会誌』第52号(1991年10月)66頁。
- 9 等松春夫『日本帝国と委任統治ー南洋群島をめぐる国際政治 1914-1947』名古屋大学出版会、2011年、91-94頁。防衛庁防衛研修所戦史室『中部太平洋方面海軍作戦 <1>』52頁。
- 10 等松『日本帝国と委任統治』第5・6章参照。
- 11 駒沢幸男「南洋生活十五年間の思い出(3) [サイパン島編(前)]」『太平洋学会誌』第51号(1991年10月)51頁。
- 12 同上、52頁。
- 13 防衛庁防衛研修所戦史室『海軍軍戦備』829頁。
- 14 ティモールをめぐる日本海軍の南進及び南洋興発の動向に関する以下の記述は、後藤乾一『<東>ティモール国際関係史』みすず書房、1999年、I及びIV章による。
- 15 同上、129-132頁。
- 16 土井章監修、大久保達正ほか編著『昭和社會經濟史料集成 第二巻』御茶ノ水書房、1980年、261-262頁。
- 17 防衛庁防衛研修所戦史室『大本営海軍部・聯合艦隊(1)』朝雲新聞社、1976年、296-297頁。
- 18 武村次郎「松江春次“蘭領ニューギニア買収論”を回顧する」『太平洋学会誌』第24号(1984年10月)58-59頁。
- 19 高橋茂人「戦前期東ティモールへの日本の進出ー南洋興発と熱帯文化協会による合同調査」『アジア太平洋レビュー』第9号(2012年)52-57頁。
- 20 後藤『<東>ティモール国際関係史』93頁。
- 21 後藤乾一「昭和期南進論と『ティモール島問題』」『社会科学討究』第39巻第1号(1993年8月)60-61頁。
- 22 後藤乾一『昭和期日本とインドネシア』勁草書房、1986年、38頁。
- 23 防衛庁防衛研修所戦史室『蘭印攻略作戦』朝雲新聞社、1967年、394-401、419-431頁。
- 24 八塚正晃「中国の太平洋島嶼国への進出と『一帯一路』構想」『NIDS コメンタリー』第73号(2018年5月25日)
<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary073.pdf>。塩田光喜・黒崎岳大「浮上せよ！太平洋島嶼諸国ー海洋の『陸地化』と太平洋フォーラムの21世紀」『アジア研ワールド・トレンド』198号(2012年3月)50頁。
- 25 『産経新聞』2019年10月26日。
- 26 Michael J. Green and Andrew Shearer, “Countering China’s Militarization of the Indo-Pacific,” *War on the Rocks* (April 23, 2018).
- 27 『産経新聞』2019年11月9日。
- 28 森本忠夫『魔性の歴史ーマクロ経営学からみた太平洋戦争』文藝春秋、1985年、153頁。

プロフィール

profile

研究幹事

庄司 潤一郎

専門分野：近代日本軍事・政治外交史、
歴史認識問題

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111 (内線 29171)

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>